

新型コロナウイルス感染症対策について(令和2年12月定例会)

令和2年12月定例会における新型コロナウイルス感染症対策について、令和2年2月定例会以降の取り組みをもとに、次のとおり行うもの。

【取り組みを継続するもの】

(1) 委員会室、会派控室、事務室等の適切な換気等

(2) 手指衛生の徹底

(3) 議場、委員会室等におけるマスク等（※）の着用

※ マウスシールド等、飛沫の拡散を防止するものであれば、マスクに限らず、着用を可とする。（以下同様）

※ 演壇では、マスク等を着用せずに発言を可とする。

(4) 体温の計測及び発熱者の入庁制限

(5) 市歌の斉唱の中止

(6) 第2質問以降の発言者席（以下、発言者席）の設置

(7) 演壇及び説明員席へのつい立の設置

(8) 演壇におけるアルコール消毒の実施

(9) 発言者席におけるマスク等の着用

(10) 議場への飲料水の持ち込み

(11) 委員会における着席場所の変更

(12) 委員会における執行部説明員を原則課長以上とする

(13) 感染防止対策を講じた上で、本会議、委員会の傍聴を認める

※ 風邪や発熱がある場合の登庁自粛及び感染した場合（疑いがある場合も含む）の連絡等は、会期中であるか否かを問わず継続する。